



証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」のように証明に必要なものを記載する。

- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、証明を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する仮通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許出願人」「特許出願の差押債権者」「特許出願人〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 証明を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12まで及び~~19~~、~~22~~21、~~23~~22、~~25~~24、~~26~~、~~27~~から26と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考~~27~~26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和~~第2~~・~~712~~)